

国税専門官採用
試験受験者募集

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験の受験者の募集をしています。募集要領は、次のとおりです。

●受験資格

- (1)平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
- (2)平成10年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げる人

- ①大学を卒業した人及び平成32年(2020年)3月までに大学を卒業する見込みの人
- ②人事院が①に掲げる人と同等の資格があると認めらる人

●試験の程度 大学卒業程度

●申込方法及び申込受付期間

人事院ホームページ
(<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>) 又は

採用情報NAVI 検索
をご利用ください。

申込受付期間は、平成31年

(2019年)4月上旬です。

●第1次試験

2019年5月下旬から6月上旬の指定する日曜日

●問合せ先

人事院人材局試験課
(☎0335815311
内線2332)

「にせ税理士」にご注意!

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成及び税務相談の税理士業務を行うこと(いわゆる「にせ税理士」行為)は、税理士法で固く禁じられています。

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること(「税理士証票」を携行し、「税理士会員章(バッジ)」を着けています。)をご確認の上、ご相談ください。

問 玉名税務署

☎722125

※自動音声案内

自宅からネットが便利
申告・納税 e-Tax

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種

手続(①所得税(及び復興特別所得税)、法人税・地方法人税(及び復興特別法人税)、贈与税、消費税及び地方消費税、酒税、印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求及び法定調書の提出などの申請・届出等)ができます。

マイナンバー(個人番号)の
税務関係書類への記載
について

税務署へご提出いただく税務関係書類については、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要な場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ

(www.nta.go.jp) 又は「国税庁 検索」にある「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

e-Tax利用の簡便化
について

平成31年1月から個人納税者のe-Taxの利用手続がより便利になります。〈マイナンバーカード方式〉

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができるようになります。

(注)マイナポータルの初期設定及び申告等データの送信には、ICカードリーダーが必要になります。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp) 又は「e-Tax 検索」をご覧ください。

問 玉名税務署

☎722125

※自動音声案内

務署長が通知したID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。

なお、平成30年1月以降、確定申告会場などで「ID・パスワード方式」の届出完了通知を受け取られた方は、既にID・パスワード方式に対応したIDをお持ちでするので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

(注)個人納税者に係るe-Taxのメッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、平成31年1月以降、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書が必要になります。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp) 又は「e-Tax 検索」をご覧ください。

ネットが便利 申告・納税 e-Tax (国税電子申告・納税システム)

e-Tax
のメリット

税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納税などの手続を行うことができます。

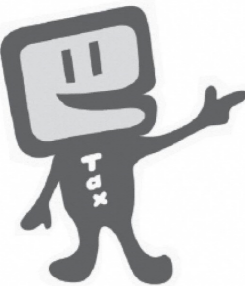
申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。

所得税の確定申告において、一部の添付書類(源泉徴収票など)は内容を入力して送信することにより、提示又は提出を省略することができます。

書面で提出した場合より、還付金が早く受け取れます。

マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。



更に便利になった2つのポイント

1 添付書類の提出はe-Taxが便利です

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などとなっていますが、手続ごとの具体的な名称については、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)でご確認ください。

2 マイナポータルとe-Taxがつながりました

国税庁ではマイナポータルの「もっとつながる」の機能を利用して、マイナポータルとe-Taxをつなげることができるようになりました。これにより、マイナンバーカードでマイナポータルにログインすれば、これまで入力していたe-Tax用の利用者識別番号と暗証番号を入力することなくe-Taxにログインし、メッセージボックスの情報を確認できるほか、納税証明書、源泉所得税、法定調書などに関する手続がご利用になれます。ご利用可能な手続の詳細はe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)でご確認ください。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問(税務相談を除く)は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日:9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178 (音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時/土日祝:9時30分～17時30分

(12月29日～1月3日を除きます。)
※受付時間は変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により
お問合せ先が、
異なります。

